

「令和7年度住宅耐震改修情報発信業務」 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、住宅耐震改修の普及促進のためのテレビ、新聞、SNSなどを活用した情報発信業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項等を定めるものである。

長野県建設部建築住宅課

1 業務名

令和7年度住宅耐震改修情報発信業務

2 業務目的

令和6年9月に策定した県地震防災対策強化アクションプランに基づき住宅の耐震化をより一層加速させ、住宅耐震化率の目標の早期達成に向け、住宅の耐震化普及促進を図る必要がある。本業務は、様々な広報媒体を活用し、計画的かつ効果的に情報発信をしていくことで、住宅耐震化の効果と必要性をはじめ、低コストな耐震改修工法、補助金制度等に関する県民の認知度を高め、県内全体の防災意識の醸成を図ることを目的としている。

3 業務内容

(1) 実施業務

業務目的を達成するための広報戦略を策定したうえで、年間を通じた周知・情報発信業務を行う。

なお、(2) 実施事業の概要に記載の項目については、原則、すべて実施すること。

ただし、各項目の詳細な内容は、受託者の提案を基に、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(2) 実施業務の概要

項 目
① 広報戦略の作成
② テレビ番組の制作・放送
③ テレビCMの制作・放送
④ 新聞紙面広告の制作・掲載
⑤ WEB・SNS 広告の制作・掲載
⑥ 提案事業

(3) 実施時期

実施時期については、(7)実施業務の詳細に明示してあるもの以外は、受託者の提案を基に、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(4) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

(5) 業務完了報告

- ① 業務完了報告書（任意様式）
- ② 広報戦略で提示した効果検証結果
- ③ 本業務で制作した制作物一式（CD-ROM 等の磁気媒体によるデータで納品すること）

(6) 成果品の提出先

成果品については、以下に提出する。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692- 2 長野県庁 7 階 長野県建設部建築住宅課

(7) 実施業務の詳細

① 広報戦略の作成

- ・計画的かつ効果的に住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度に関する県民の認知度向上とあわせて、低コストな耐震改修工法の認知度向上を図るための広報戦略を契約後速やかに作成すること。
- ・広報媒体により特性が異なるため、その特性を最大限生かした戦略とすること。
- ・テレビ番組、テレビ CM 等の実施時期は任意とするが効果的な時期を選ぶ等配慮すること。
- ・各媒体における広報の効果検証方法を提示すること。

② テレビ番組の制作・放送

- ・住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度、低コストな耐震改修工法等を紹介し、住宅の耐震改修を行っていただけるよう誘導するための番組の制作・放送を行う。

③ テレビ CM の制作・放送

- ・住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度、低コストな耐震改修工法等を紹介し、住宅の耐震改修を行っていただけるよう誘導するためのテレビ CM の制作・放送を行う。

④ 新聞紙面広告の制作・掲載（家族が集まる時期など効果的な時期を提案すること）

- ・信濃毎日新聞の紙面広告により、住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度、安価な耐震改修工法等の認知度拡大をし、住宅の耐震改修を行っていただけるよう誘導するための新聞紙面広告の制作・掲載を行う。

⑤ WEB・SNS 広告の制作・掲載

- ・住宅耐震化の重要性や助成金制度、安価な耐震改修工法等を紹介し、住宅・建築物耐震改修総合支援事業の認知度が拡大するための広告の制作及び掲載を行う。
- ・できるだけ早期に計画すること。

⑥ 提案事業

- ・県民に対し、住宅・建築物耐震改修総合支援事業又は低コストな耐震改修工法等の認知度を高める効果的な独自事業等を提案し、本業務の費用の上限額の範囲内で

実施する。

(8) 費用の上限額

- ・本業務の費用の上限額は 10,230 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。
- ・費用配分については、上限額の範囲内で最も効果的な業務が行えるよう、受託者の提案を基に、委託者と受託者が協議の上決定する。

(9) 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

(10) 留意事項

① WEB 広告を利用する場合は、以下の内容を実施すること。

ア WEB へ掲載する情報は、障がい者の方などでも等しく情報を取得できるように、ウェブアクセシビリティへ配慮すること。（具体的な配慮内容は契約後、別途伝えるが、基本的には、アクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」の適合レベル AA への準拠が必要。）

イ WEB 広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、概ね 2 週間ごとに委託者に報告の上、より効果的な方法へ改善すること。

ウ 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないとみとめられるもの。

※掲載サイトについては、契約後、上記サイトへできる限り掲載されないよう、委託者と受託者が協議の上決定する。

② 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと

③ 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県の YouTube アカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。

④ 3 (10) ①ウに記載されているサイトなど、掲載することが不適切なサイトに広告が

掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。

- ⑤ 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成 30 年 2 月厚生労働省改定）を遵守すること。
- ⑥ 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ⑧ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑨ 上記の仕様に限らず、よりよい提案を行うこと。